

No.	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
1	<p>(熊野神社前の側溝への砂の流入について) 熊野神社の境内の砂が、雨天の際、神社の周辺の側溝に流れ込み、側溝にその砂が溜まってしまいます。そのため、側溝の流れが悪くなり、雨量の多い時には水があふれてしまう状況です。定期的に側溝の砂の撤去をお願いします。</p>	<p>側溝や雨水枡は、常に土砂が流入するような特殊な場所でない限り、定期的に清掃を行っていません。ご要望をいただければ、現地調査の上、必要があれば清掃等の対応をさせていただきます。 現地調査時に、L型側溝の上に砂の堆積を確認いたしました。 今回は市で清掃を行います、砂は神社の境内から流出していますので、今後、神社側に流出防止の対策をお願いしてまいります。 【建設局南部建設事務所道路維持課】</p>
2	<p>(旧中山道の下水道マンホールからの溢水について) 辻二丁目(南区辻2-3-18)の旧中山道にある下水道マンホールから、雨量の多い時には水があふれ、歩行者・自転車利用者にとって通行が困難な状況となるため改善をお願いします。</p>	<p>当該下水マンホールについて現地調査したところ下水道管の詰まりや破損による土砂の堆積は見られませんでした。 当該マンホールは汚水管のマンホールですが、大雨時には地盤内の地下水位が上昇して水圧が上がるにより下水管やマンホール内の継ぎ目等から地下水が侵入した為、一時的に下水管内の流量が容量を超えてしまい水があふれたものと考えられます。 ご不便をおかけいたしますが、水があふれた場合には、路面清掃等の対応をいたしますのでご連絡ください。 【建設局南部建設事務所下水道管理課】</p>
3	<p>(文蔵三丁目の公園の新規整備について) 文蔵三丁目には元々公園がなく、文蔵三丁目四番の「文蔵三丁目児童遊園」は32年間、地主から土地を借用し、地元における公園として、文蔵三丁目の行事(夏祭り・ラジオ体操・子供達の遊び場・災害時の一時避難所)に使用してきました。 この度、地主がこの土地を売却することになったため、文蔵三丁目における新たな公園の整備をお願いします。</p>	<p>当該民間児童遊園につきましては、地元関係者の要望を受け、今年度予算を確保の上土地権者と用地取得交渉を行ってまいりましたが、土地権者側と条件が折り合わず、残念ながら用地取得することが出来なかったところで、 また、現時点において、当該地周辺に公園として活用できる未利用公共用地が存在しないことから、新たな公園整備を行うことが難しい状況です。 なお、公園が不足している地域であることから、民有地の借地(一定期間無償借地が条件)等も視野に公園整備に努めてまいりたいと考えておりますので、自治会等から公園用地として提供できる用地の情報をいただくなど、ぜひとも自治会等の御協力をお願いします。 【都市局都市計画部都市公園課】</p>
4	<p>(見沼代用水・新管用水の環境対策について) 見沼代用水・新管用水の「ヘドロ」や「ゴミ」の堆積により流れが悪く逆流し、季節によってはメタンガスの発生があり、悪臭を伴い、生活環境の悪化を招いているため、早急に工事の進行をお願いします。</p>	<p>新管用水の環境対策につきましては、地元からの要望を踏まえ、下流側区域に原因があることから、これまでも見沼代用水土地改良区や蕨市において、工事等が実施されており、これまでの経緯や現在の状況を共有するため、平成29年は3回の地域との意見交換会を実施しました。(①平成29年3月 ②平成29年4月 ③平成29年9月) 2回目、3回目の意見交換会には、さいたま市農業環境整備課のほか、水路管理者である、見沼代用水土地改良区も参加し、水路内の草刈やゴミ取り、樹木の伐採など、水路の管理状況を報告し、改善方針について、地元の意向を伺ったところです。 また、下流側の区域である、蕨市役所へは、上流部での水質悪化の状況を報告し、関係する事業を推進して頂くことや、水路への濁水流入の改善指導をしていただくよう、依頼を行ったものであります。 今後につきましても、定期的に地域の皆様との意見交換会を実施し、悪臭や逆流の対策について、進捗状況の報告を行ってまいりますので、ご協力くださいよう、よろしくお願いたします。 【経済局農業政策部農業環境整備課】</p>
5	<p>(防災倉庫備蓄品の見直しについて) 防災倉庫内の備蓄品の基本的考え方について市の方針をお聞かせください。年々変化する人口構成に常に対応できる管理の仕組みが出来ているのか。また、備蓄品の品ぞろえに子供、女性視点でのものが少ないように思われます。 私たち埼玉大学附属中学校及び別所小学校の避難所開設訓練では、標準備蓄数量に対して数量的に過不足をチェックするのみで、標準備蓄品の必要品種類と量が妥当かどうかの検討がなされていないのが現状です。標準の算出根拠をお聞かせください。 また、トイレについてはもう少し簡便なものを考慮すべきかと強く考えます。下水直結のベンチ型トイレが現実的ではとも考えます。</p>	<p>災害用備蓄品は、埼玉県地域防災計画において、県と市で1.5日分ずつを備蓄することとしております。本市では避難者1.5日分の非常用物資、その他避難所等で必要となる資機材について備蓄品目及び数量を定めています。各避難所の防災倉庫の備蓄品については、災害発生から支援物資等が到着するまでの間、最低限必要な食糧及び生活必需品を選定しており、不足分を本市の拠点備蓄倉庫から配送する体制を整えております。 人口構成に対応するための管理の仕組みについては、本市では毎年非常用物資備蓄計画を改定し、必要に応じて、備蓄品目・数量を変更し、対応しております。また、子供、女性視点での備蓄品について、子供用のおむつや生理用品を各避難所の防災倉庫に備蓄しておりますが、不足分は本市の拠点備蓄倉庫から配送し、それでも不足する品目・数量については国・県や物資供給の協定を締結している企業からの支援物資で対応してまいります。 次に防災倉庫内の標準備蓄品については、本市被害想定調査を基に備蓄しております。本市を直下とするマグニチュード7クラスの地震が発生した場合、1か所あたり平均約620人が避難することとなります。これに基づき、防災倉庫内の災害用物資の備蓄数量を算定しております。 最後にトイレ対策として、埼玉大学附属中学校などマンホール型トイレを整備しない避難所については、非常用排便袋と簡易トイレの備蓄を拡充し、対応してまいります。 なお、ご提案いただきました下水道直結型のベンチ式トイレにつきましては、発災直後上下水道設備が被害を受けた際、使用が困難になるものと考えております。 【総務局危機管理部防災課】</p>

No.	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
6	<p>(市営武蔵浦和駅南自転車駐車場へのミラー設置について) 市営武蔵浦和駅南自転車駐車場の南側出入口から自転車が飛び出してくる場合があります。歩行者が、駐車場から飛び出してくる自転車に気付くよう、南側出入口付近にガレージミラーを設置してください。</p>	<p>危険性は認識しており、現在、当該駐輪場の南側出入口では、駐輪場利用者と歩行者の安全性確保のため、駐輪場内側での看板や路面標示による警告のほか、時間帯によっては係員を出口付近に配置して利用者の安全な退場を促すといった対策をしております。</p> <p>ご意見のあったミラーについては、南側出入口の開口部が2.2mと狭く、一般的なカーブミラーの設置は難しい状況ですが、出入口側面の壁に平面タイプのミラーを設置する予定となっています。これにより自転車・歩行者双方が気づきやすくなり、現在の対策に加えて、さらなる安全性の向上が期待できると考えます。</p> <p>【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課駐輪場係】</p>
7	<p>(開放型喫煙所の移動または密閉型喫煙所への変更について) 武蔵浦和駅前の喫煙所は開放型喫煙所なので、離れていても風向きにより煙草の臭いにより不快になります。開放型喫煙所のため境界線が曖昧で、周辺での歩き煙草、路上喫煙が数多く見受けられます。子供を含む非喫煙者が受動喫煙の害を受けないように、開放型喫煙所は、武蔵浦和駅・大里小学校及び別所幼稚園から離れた場所への移動、または、密閉型喫煙所へ変更をお願いします。</p>	<p>本市では「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」に基づき、市内7駅(大宮駅、浦和駅、南浦和駅、北浦和駅、武蔵浦和駅、東大宮駅及び宮原駅)周辺を「路上喫煙禁止区域」に指定しており、無秩序な歩きタバコやポイ捨てを防止するために区域内に指定喫煙所を設けております。</p> <p>ご提案にあります密閉型喫煙所の設置につきましては「建築基準法」の定めにより設置は困難ですので、現在、分煙対策のため、市内指定喫煙所につきまして、煙を遮断できるパーテーションの設置や移設などについて順次検討しております。</p> <p>また、指定喫煙所からはみ出している喫煙者につきましては、巡回指導を行っている環境美化指導員に対し、巡回指導時に特に注意を払うよう伝え、強化を図ってまいります。</p> <p>【環境局資源循環推進部資源循環政策課】</p>
8	<p>(武蔵浦和駅東口デッキの半屋根化について) 武蔵浦和駅東口デッキは、多くの方が通勤通学、買い物、通院、公共施設の利用のために通行しています。駅をはさんで西口のデッキには半屋根がついているため、同様に設置していただければ、回遊性、利便性が高まるのではないかと期待されます。東口のデッキは駅に向かって坂になっているため、雪の日などは特に滑りやすく、転倒した人がいます。高齢者、車いす・乳母車を使う方々から切実な要望が出ています。</p>	<p>武蔵浦和駅周辺では市街地再開発事業の中で歩行者デッキの整備を行ってまいりましたが、基本的にデッキに屋根を設置しておりません。そのため武蔵浦和駅東口デッキを含め、現時点で屋根のない他のデッキにつきましては、今のところ屋根を設置する計画はございませんので、御理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>武蔵浦和駅西口にあるデッキについては、当時の市街地再開発事業の中で、南区役所をはじめとする公共施設に接続するものであり、公共性・連続性等の観点から屋根を設置することになりました。</p> <p>なお、東口は駅に向かって坂になっており、雪の日などに滑りやすいとのことですので、必要に応じて南区くらし応援室において、注意喚起の看板等の設置も検討いたします。</p> <p>【都市局街づくり推進部浦和西部まちづくり事務所／建設局土木部道路環境課／南区くらし応援室】</p>
9	<p>(南浦和三丁目、藤右衛門川沿いの不法投棄の撤去について) 藤右衛門川右岸、JR武蔵野線高架橋の下(ポンプ場の対岸)、南浦和駅への近道で、地区内の防犯パトロールの通過場所に、10年くらい前に軽ワゴン車が不法投棄されたことをきっかけに不法投棄が進み、現在では結構な量のゴミが蓄積されてしまっています。もし、火災等が発生したら、武蔵野線高架下ということもあって、架線や車両に甚大な被害が及ぶ可能性があるため、早急に撤去等の対処をお願いします。</p> <p>3年くらい前に、さいたま市の不法投棄の関連部署の方と話す機会がありました。改善には至っておりません。</p>	<p>ゴミが置かれている土地は、個人の方の所有地となっておりますが、下水道管路が占用している状況でございます。ゴミにより下水道施設に影響を及ぼす恐れもあることから、占用者として、土地所有者とお会いしゴミを撤去していただくよう協議を行っておりますが解決には至っておりません。今後につきましては、土地所有者のみならず関係機関と連携を図り、解決に向けて調整を行ってまいります。</p> <p>【建設局下水道部下水道維持管理課】</p>

No.	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
10	<p>(浦和競馬場(浦和記念公園)の公園としての整備、充実について) 浦和競馬場は、浦和競馬本場開催日以外の日はグランドゴルフ、少年サッカー、野球、散歩などにぎわっています。地域の大切な公園、憩いの場として重要な拠点になっています。また、広域避難場所にも指定され、防災拠点にもなっています。</p> <p>競馬場には、もともと旧浦和市が「紀元2600年(1940年・昭和15年)記念事業」として開設した「浦和記念公園」が先にありました。その後、昭和23年に浦和競馬場が整備され、公園は走路の内側になりましたが、地方競馬本体の業績不振を背景にした浦和競馬場組合の財政悪化もあり、公園整備は長い間停滞していました。</p> <p>しかし、JRA場外馬券取り扱いを機に、競馬組合の業績が改善し、近年は公園としての環境整備も徐々に進んでいます。</p> <p>地域の発展を考えると、安全安心な地域の交流拠点として、また、防災拠点としての実質的な機能強化を図ることが南区東部地域の発展に極めて有効であると考えます。</p> <p>さいたま市の一存ではできないことですが、将来的に以下のような提案も含めた「浦和記念公園」の整備について、南区の長期的な見通しを聞かせてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「浦和競馬場」に「浦和競馬場公園」と併記する。 2. 子供だけ、あるいは家族で「安全で快適」に過ごせる空間として整備を図る。 <p>例)藤右衛門川の場合内下流域部分を暗渠にして、広場を一体化 例)調節池の浚渫や、水質浄化装置の設置などによる環境浄化</p> <p>さいたま市は浦和競馬組合の運営の一角をになう状況に鑑みても、また公園設立の経緯からみても積極的な取組をお願いいたします。</p>	<p>今回のご提案の内容については、制度上の要件、施設の維持管理上の観点から、現在では、実現するには難しい状況であると関係所管課から聞いております。</p> <p>しかしながら、会長からのご指摘のとおり、浦和競馬場は区民のスポーツなどの活動の場として、また防災の拠点として、南区における重要な役割を担っております。</p> <p>これまで南区では、南区ふるさとふれあいフェアをはじめとしたイベントの会場として浦和競馬場を利用してまいりました。今後も浦和競馬場と連携を図りながら、一層多くの区民の皆様が親しんでいただきますよう努力していきたいと考えております。</p> <p>【南区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
11	<p>(公園への生活用水の「手押し井戸ポンプ」の設置について) 大災害発生時に、水道のライフラインが途絶えてしまったときに備え、市の公園に生活水のための「手押し井戸ポンプ」を設置してください。電気、水道などのライフラインが途絶えてしまったときに人力によって確保できる水源を整備しておくことは有益です。また、防災井戸として平常時から市民に災害対策の重要性を意識してもらおう効果も期待できます。</p>	<p>生活用水のための防災井戸におきましては、災害時における地域住民の生活用水の確保のため、井戸の所有者、自主防災組織の皆様にご協力をいただき、既にある民家の井戸に対し、「防災対策用指定井戸」として自主防災組織へ井戸のポンプや水質検査費用の補助を行っております。</p> <p>現在、市内で592基(H29.4.1時点)の井戸が指定され、防災井戸の看板を標示していただいておりますが、今後につきましても、この取組を進めてまいりますと考えておりますので、引き続き皆様のご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>
12	<p>(市境側道の雑草・枝木の定期的な伐採について) 私達自治会の南西部は市境で、接している部分は川口市の上谷沼運動公園です。その広場を取り囲むように側道が走り、住民の生活道路となっていますが、そのうち当自治会に位置する250mほどは、車の通れない遊歩道的な道路になっています。</p> <p>広大な調節池広場の脇で、民家や人通りの少ない一角となっているため、雑草や枝木(垂れ木)などが伸び放題で、投棄物も多く、決して良い環境とはいえない状況です。</p> <p>自治会として、春や秋に清掃活動していますが、その雑草や枝木のポリウムとゴミの回収に毎回手を焼いているのが実情です。</p> <p>雑草については活動前に状況を見ながら、清掃局に依頼し処理してもらっていることもありますが、一時はさっぱりするものの雑草や枝木の繁殖力には泣かされています。</p> <p>両市に係わるこの雑草(さいたま市・川口市)と枝木(川口市側の樹木)の問題ですが、特に道路側を覆うように茂っている枝木の処理について、川口市に対して、さいたま市からの伐採の依頼は出来るのか。また、樹木や道路管理などの取決めを依頼できるのか知りたいところです。</p>	<p>上谷沼運動公園、調節池周辺の道路を管理している川口市役所道路維持課、上谷沼調節池を管理している、さいたま県土整備事務所、そして水路を管路しているさいたま市南部建設事務所下水道管理課に聞いたところ、それぞれ、市民の方から、草木が伸びているとの連絡をいただければ対応はできますが、定期的に草刈り等を行うことは難しいとの回答でした。</p> <p>また、上谷沼調節池内の樹木からはみ出た枝木の伐採について、さいたま県土整備事務所は、今回御意見をいただいた場所について、現地を確認させていただくと回答でした。</p> <p>なお、当該地域は、道路は川口市、上谷沼調節池は埼玉県、水路はさいたま市と担当が分かれていて判りづらいと思いますので、南区くらし応援室に、ご連絡をいただければ、現地確認をし、該当する行政機関を調整させていただきます。</p> <p>【南区役所くらし応援室】</p>

No.	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
13	<p>(大谷口地区内公共機関所有の未利用地の有効活用について) 現在、大谷口地区21自治会で、自主的に独自の集会場を持っているのは1自治会のみですが、団地内で狭小です。 一方、公民館は二つありますが、東西に分かれ、地区内の中心的位置にはなく、利便性を考えると大変不便であり、さらに公民館は一般の方の利用度が高く、会議室の予約もままならない状態になっています。 このような状況の中で、公有地的な土地が、大谷口小学校の西南100mに存在している。(広さ 約3,032㎡) この場所を、地域住民の活用として公共用集会場施設を建設していただきたい。 なお、場所は高台にあり、環境的にも最良の場所です。</p>	<p>コミュニティセンターの整備につきましては、「公共施設マネジメント計画・アクションプラン」に基づき実施しております。この中で、コミュニティセンターは、区レベルの施設として、1区あたりに延床面積2500㎡の施設を2施設配置とし、施設を建て替える際には、複数の施設を合わせて1つの建物とするを原則としております。 南区については、現在「南浦和コミュニティセンター」と「武蔵浦和コミュニティセンター」が整備されていることから、ご要望の新たなコミュニティセンターの建設につきましては、現在のところ予定しておりません。 【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p> <p>平成24年6月に策定されました「さいたま市公共施設マネジメント計画」における公民館配置の考え方は、策定時の自治会連合会地区単位で1施設の配置を原則としており、また公共施設の新規整備を抑制し、施設の複合化を推進しながら、さいたま市全体の施設総量を縮減する方向性を打ち出しております。 大谷口地区自治会連合会区域の公民館等の整備状況ですが、谷田公民館、東浦和公民館の2館が整備されており、生涯学習活動にご利用いただいております。 今後の方向性についてですが、以上のことを踏まえながら公共施設マネジメント計画との整合性を図り検討していくものとして考えており、ご質問頂きました大谷口地区自治会連合会区域内への公民館新規整備は現状で申し上げますと非常に厳しい状況となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。 【教育委員会事務局生涯学習総合センター】</p>
14	<p>(コミュニティバスの終点延長について) 大谷口地区は、南区でも一番東に位置し、平成29年の大谷口地区の敬老対象者(75歳以上)は2,100人で、今後さらに増加傾向にあり、乗り物への期待が一段と増加するものと考えます。 そこで、区は異なるが、緑区役所が明花バス停から2kmほどのところにあるので、行政手続きには南区役所や支所へ行くことを考えると便の良い位置となっているため、現在の明花バス停止まりのコミュニティバスを緑区役所まで延長していただきたい。 道路条件は、第二産業道路を使用すれば一直線です。</p>	<p>コミュニティバスのルート見直しを行う場合は、コミュニティバス等のコンセプトやサービス方針、市民・事業者・市の役割分担、検討の進め方等を定めた「コミュニティバス等導入ガイドライン」に従って、検討対象地域であることやコンセプトに合致するものであるかを確認した上で、地域が主体となって検討を行うこととなります。 ご要望のルート見直しにはさまざまな課題があり、課題の解消に向けた取組を行う必要がありますが、地域において一定の需要がある場合は、市にご相談ください。 市において、地域主体での検討の進め方やルート選定の仕方等を含めて、技術的な支援をしております。 なお、南区コミュニティバスの終点を明花から緑区役所に延長することにより想定される課題としては、終点に転回場所や乗務員の休憩場所が確保できるか確認する必要がありますことや、運行ルートを延長することで1便あたりの運行時間が延長され、現在の1時間に1本の運行が維持できなくなる可能性があり、場合によっては運行便数を減便する可能性があることです。 【都市局都市計画部交通政策課】</p>
15	<p>(松本4丁目荒川左岸排水路のマンネリ冠水の改善について) 松本四丁目内を西から東方向へ流れる排水路がありますが、集中豪雨や台風の接近に伴う降雨の影響で松本橋から上流側およそ100mにわたり毎年冠水に見舞われます。ただし、下流である戸田市側の排水路の工事が終わらないと、この地域の冠水は改善されないこと、そして、その工事終了まで数十年が掛かるとのことです。そのため、市としての対応策として、センサー等水位警報装置を松本橋付近に新設すること、下流にある戸田ポンプ場(戸田競艇場付近)に繋ぎ、ポンプの稼働アップに切替などの検討をお願いします。</p>	<p>南区松本地区を流れる荒川左岸排水路は、さいたま市と戸田市の2市の一部を流域に持ち、松本4丁目から戸田市へと流下する排水路です。下流域の戸田市ではさくら川と呼ばれ、下流部の戸田市から改修が進められております。なお、さくら川の最下流にて埼玉県管理の笹目川に流下し、最終的に国管理の荒川へ流下します。 下流にある笹目川排水機場(質問の戸田ポンプ場)は、埼玉県さいたま県土整備事務所にて管理・操作を行っております。当該ポンプは荒川に接続されている笹目川の水位から稼働開始を判断していること、ポンプの吐き出し量は荒川と笹目川の河川整備計画に基づき定められていることから、現在の稼働開始のタイミングや吐き出し量を変更することは困難であると埼玉県から聞いております。 しかしながら、荒川左岸排水路の下流部のさくら川にて戸田市による整備が進められていることから、さいたま市では継続して戸田市に対し早急に整備を進めるよう強く求めてまいります。 併せて、荒川左岸排水路への水位計の設置時期について検討してまいります。 【建設局土木部河川課】</p>
16	<p>(交通事故防止のための路面標示について) 鹿手袋第一・第二自治会管内には、多くの白線・黄色線が記入されており、児童・住民の事故防止に役立っております。学童の通学路において、交通事故は絶対にあってはならないことと思っております。幸いにも重大事故は発生しておりませんが、白線が薄く消えかかっている箇所があります。事故発生前に白線と黄線の再記入をお願いします。また、鹿手袋管内は、速度が30km制限になっておりますが、制限速度を超えて通過する車両も多く、通学路には事故防止のため、大きく路面に30km制限の標示をするようお願いします。</p>	<p>「止まれ」や「子供注意」等の道路交通法に基づかない標示は、くらし応援室で対応させていただいております。 今回のご要望につきましては、今年中に塗り直しを行う予定です。 また、「一時停止線」や「最高速度30km」等の道路交通法に基づく道路標示につきましては、警察の所管となっておりますが、今回のご要望につきましては、11月14日にくらし応援室から、浦和警察署に塗り直しのお願ひをいたしました。 今後も、お気づきの点があれば対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。 【南区役所くらし応援室】</p>